

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年6月7日（金）午前10時～午前11時11分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎  
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信  
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明

秘書企画課長 伊藤新治、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同主幹 竹安誠、同統括主査 酒井寿、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同統括主査 浅田正弘、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、同統括主査 林英嗣

陳述人 甲山海緒

事務局出席 議会議務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第43号	岩倉市森林環境譲与税基金条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第48号	岩倉市火災予防条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第51号	消防ポンプ自動車の購入契約について	全員賛成 原案可決
請願第5号	投票率向上のための施策を求める請願	全員賛成 原案可決
陳情第5号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	聞き置く

議案番号	事件名	採決結果
陳情第 6 号	最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 7 号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 8 号	すべての労働者に、安定した雇用と 1 日 8 時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 9 号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 10 号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 11 号	沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 13 号	消費税率 10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 15 号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	聞き置く
陳情第 16 号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	聞き置く
陳情第 17 号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（令和元年6月7日）

◎委員長（堀 巖君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催したいと思います。

当委員会の案件は、議案3件、請願1件、陳情11件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、恒例となっております当局からの御挨拶をお願いしたいというふうに思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

きょう、空、外を見れば雨が降っているということで、いよいよ梅雨入りなのかなというふうな天候でございます。これから大雨あるいは浸水被害といったところも心配されるわけですが、当局側とすれば万全の体制と心構えで対応をしていきたいと考えております。また、皆様の御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、先ほど委員長さんのほうからお話もありました議案3件を委員会付託させていただいております。慎重な御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

通常であれば、議案から審議するところですがけれども、陳述人がお越しになっていますので、請願の審査から始めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第5号「投票率向上のための施策を求める請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述されたいとの申し出がありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いいたします。どうぞ。

◎陳述人（甲山海緒君） おはようございます。

本日は、陳述の機会をいただきありがとうございます。

また、市議会議員の皆様には貴重なお時間をいただき、請願に対し一緒に考えていただけたことに感謝いたします。

4月に行われた統一地方選挙で全国的に投票率の低下が話題となりました。さまざまな原因があると考えられますが、棄権者の多い若い世代の取り組み

だけではなく、投票が困難な有権者への福祉視点でのさらなる利便性を図ることが必要だと考えます。

高齢者や障害を抱えている方、また小さな子どもを持つ母親などは日々の生活に必要な買い物に出かけることでさえ困難を抱える中、市役所や区割りされた投票所へ向かうことの大変さははかり知れません。

また、議会は投票率が低いとされる若い世代にとって、まだまだ身近で親しみやすいものではありません。親子が気軽に議場へ足を運べるような取り組みが実施されることで、将来有権者となる子どもたちの政治への関心が高められるのではないかと考えます。

システム構築に係る費用対効果を求めるものではなく、福祉の一環として投票率向上のための施策の検討、実施を求めます。

以上です。ありがとうございます。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりましたけれども、紹介議員の補足説明はよかったですでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） では、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、6月議会の一般質問で、3人の議員がこの問題を取り上げて質問するという時期だもんだから、余りここでやりとりをするとというところもありますけど、請願者が考えているのは、一応、ハード面での整備といいますか、今ある制度の徹底だとか、あるいは投票機会をふやしていくという、そういうハード面の整備ということを考えての請願ということによろしいでしょうか。

根本的な問題がやっぱりあるというふうに思っています。地方政治、国政も含めてですけど、やはり政治に対する不信だとか無関心というのがあるって、これはやはり私たちの市議会も責任を負っているというふうに思いますが、国政、国会あるいは政府の対応、こういったことも大きな影響を与える中身になっていきますし、マスメディアの影響もやっぱり大きいのかなというふうに思ったりもしていますが、そういったところを総合的に見て、請願者は今回の請願に託した思いといいますか、その辺はどのような思いなのか、少し語っていただければお願いしたいと思います。

◎陳述人（甲山海緒君） ありがとうございます。

投票に行かない人の投票を促す政策というのも必要だとは思いますが、それ以前に投票者が高齢化してきている中で、区割りされた投票所へ足を運

ぶことがやはり難しくなってきたという声をたくさんいただきました。

あと、私は子ども1人なので、手をつないで投票所へ向かうことが可能なんですけども、子どもが3人いる御家庭のお母さんなどは、とても子どもを連れて投票所に向かうことは難しいかなというふうに感じています。

私が個人的に考える政策の提案というか、こういうことが行われるといいなと思うことは、まず若い世代、投票に行かない世代の方へのアンケートを実施したりするなど、紙ベースではなくインターネットで簡単に回答できるような、選挙に対するアンケートを実施するなどしてデータを収集して、改善に取り組んでいくであるとか、あとその政治不信の部分に関しては、例えば子ども会議などを、子どもが社会見学の一環として議会に足を運べるような機会があるとおもしろいのではないかなと考えています。何か疑似体験ができたり、議員の皆さんが議論されているのを実際に見たりすることの機会があるといいのかなと思っています。

あとは、駅やショッピングセンターなどに投票所があると、買い物ついでにふらっと寄れるなあとか、そういった部分もあります。

あとは、例えばはがきがなくても投票ができるということ、市民の皆さん余り知られていないので、そういった部分の周知や、あと高齢者、障害者の方が一生懸命名前を書くのを練習して投票に行ってくださいということを聞いて、記号式であるとか、何かもう少し不自由な方が簡単に投票できる方法、それが代理ができると聞いたんですけど、代理の周知も多分余り知られていないので、そういったところなどを改善していただけることがあるのではないかなと考えています。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

アンケートだとか、いろいろやってみなきゃいけないですし、議会の取り組みもやっぱりまだまだ、何か議会改革度ランキングが出ましたけど、中身という点で言えば、本当にまだまだだというふうに思っていますので、そういったところでの改善も私たち真剣に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

いろいろと取り組みの案もこの間検討してきているんですけど、なかなか実行できていないところがありますので、それを確実に実行できるようにしていきたいなというふうに思っています。

それで、区割りされる投票所に向かうことが困難ということなんですけど、岩倉の場合、結構住んでいる場所によって近いところじゃない投票所に行かなきゃいけないというケースがあるのかなというふうに思います。そういう実態についても意見が出ているということでもよろしいでしょうか。

例えば、具体的にいうと、下本町、中本町のあたりがかなりいろいろ入り組んでいますので、あの辺の問題の解消なんかもどうなのかなと思いますけど、そういった点について何か御意見はありますでしょうか。

◎陳述人（甲山海緒君） ありがとうございます。

私が住んでいるところも、目の前に第三児童館、お祭り広場の投票所があるんですけども、投票しに行くところはくすのきの家になるので、バス通りを渡らないと行けないんですね。

私は別に元気なので歩いて行けますけど、やっぱり御高齢の方とかお子さんがたくさんいらっしゃる方は、ちょっとひとつ気合いを入れないと向かえないのかなというふうに感じることはあります。

あと、北部のエリアの方とかだと、期日前に行こうと思うと交通手段がどうなのかなという、果たしてバスや電車を乗り継いで投票に行くのかなとか、狭いとはいえ、そういった部分も考えられるかなと思います。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

これ以上の追求はやっぱり一般質問がありますので、そういったところで各議員に委ねて、また議論していきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。以上です。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありませんか。

◎委員（水野忠三君） まず、基本的なスタンスとしてなんですが、ちょっと誤解を招くとあれなんですけれども、棄権をするのもこれは参政権の行使でございますので、いわゆる投票をしないという意思表示もそれは民意のあらわし方ではございますので、あくまでも福祉的というか、社会権というよりは参政権の問題としてあくまでも捉えるべきだということをお考えいただきたいというふうに思っています。

その上で、利便性のさらなる向上ということで、投票に行く意思がある、行きたいという人が投票に行くためにということだと思ってしまうんですけども、この利便性を高めていくということを行政にどの程度求めるかということ、これは上限はないわけなんですけれども、やはり予算制約があり、それからさまざまな制約がある中で、どこまでを求めておられるのかということ。それからあとは、行政とか、いわゆる当局のほうに求めるというよりは政治の側の努力、これは例えば具体的に言うと、愛知県の県会議員の選挙、例えば岩倉市内に限って言えば、桜まつりとかぶって行われていて、それで桜まつりのほうに関心が高い市民の方が多くて、その政治の側で選挙運動をされている方が訴え切れなかったという面もあると思います。

そういうのは、それは行政の側の問題なのかということですよ。政治の

側がしっかり選挙運動とか、そういうものでしっかりPRをするということで、そこは行政にどの程度求めるかということ、ある程度、抽象的でもいいですけれども、ちょっと述べていただけたらありがたいというふうに、どの程度のものを想定されていらっしゃるのかということですね。

要するに、政治が頑張れという視点はやはりどうしてもあると思いますので、その行政の側にどの程度求めておられるのかということ、ちょっと抽象的でもいいので、お伺いできればと思います。

◎委員長（堀 巖君） 請願者、答えられますか。

◎陳述人（甲山海緒君） 政治家に魅力がないから投票率が上がらないというのは事実だと思います。

私の個人的な考えとしては、この50%切っている投票率の中で、政治が行われているという部分、棄権する権利もあるのかもしれないんですけれども、民主主義を守っていくというか、民主主義のためにそれなりに行政、行政の責任でもないんですけど、投票に限ったことだけではなくて、投票率を上げていくために何ができるかというところを考えていただきたくて、例えば、私は岩倉市議会は本当におもしろいと思っているので、そういった部分を身近に感じられていない市民が多いということのほうに問題があると思いますし、投票の仕方だけにこだわったものではなく、政治に関心を持ってもらえるようなことも含めていろいろと検討いただければいいかなというふうに感じています。

答え出ていますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

◎委員長（堀 巖君） 以上でいいですか。

ほかに。

◎委員（宮川 隆君） では、執行部側のほうにお聞きしたいと思います。

請願者のほうからも少し触れられましたように、主権者教育の必要性というのは当然これから求められるところでありまして、近隣市町でも議会が中心となって、そういう機会をつくり、発信し、若年齢の方々に興味を持ってもらうという、そういう運動が実を結んでいるところも結構あるように思っています。

今回、当局側のほうに確認したいんですけれども、そういうことも含めて、決して今まで投票率向上の取り組みに関して手を抜いてきたというふうには感じてはいないところなんですけれども、やはり法的なものであったり、予算的なものであったり、その範囲内において最大限努力する中で、何が一番効率がいいのかという研究は絶えずされているとは思いますが、その辺の取り組みについてありましたら、お聞きしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 確かに、これまで岩倉市の各種選挙の投票率というのが、県の平均よりそれより高くないということが現実としてありました。

それを踏まえまして、今年の県知事選挙から、できることはやっていこうと、予算の制約はありますけれども、やっていこうということで、さまざまな取り組みをしてきた経過はあります。

特に、若年層の方というところでは、例えば、市の公式のフェイスブックに定期的にこういった期日前投票をやっていますよ、写真を入れながら投票の呼びかけをしたり、また一方、高齢の方と言って申しわけないんですけど、デマンド交通タクシーの中に、一つの例なんですけれども、チラシを掲出したり、さまざまな方が目につくような取り組みも新たに取組んできたところでもあります。

選管としてできることは、予算の制約の中でしっかりやっていこうという中で取組んできた経緯でございます。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結したいと思います。議員間討議はいかがいたしましょうか。

◎委員（木村冬樹君） 1点、聞きたいことがあるんだけど。議員間討議で。

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、議員間討議に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの水野委員の質疑についてちょっとやっぱり異論があるもんだから、一言言っておかないかなというふうに思っています。

棄権も参政権の行使の一つだというふうに言われるんだけど、棄権というのは権利を捨てることだもんだから、これが参政権と言えるのかというところですよ。

白票を投じるというのが、いわゆる自分が選ぶ人がいないというときに対応する手段だというふうに思います。

これは、政治上担うものにとっては常識のことだというふうに思いますけど、この点について、水野議員はどのようにお考えですか。

◎委員（水野忠三君） 例えば、外国などの例だと、投票に行かないとペナルティーが科されるという制度をとっている国があるかと思いますが、まず、少なくとも日本はそういう制度をとっていないということ。これは、やはり憲法上もそういう投票を強制されないということも、これは人権でございますので、そういう投票が、例えばしないという選択も当然あり得ると。



これは、不行使といいますか、棄権という言葉だと権利を捨てるという字を書くわけですがけれども、やはり不行使も認めた上での参政権ということはやっとお考えいただきたいというふうに思っています。

これは例えば、今の投票というものに対して反対だという表明の手段ということで、白票を投じるということは投票制度を認めて、それで投票するわけですから、例えば投票制度を認めていないという、そういう民意をあらわす場合、当然投票しないというのにはあり得るわけで、それは今の日本の地方自治でそういう事態は想定しづらいですがけれども、理屈の上ではそういうことはあり得ると。その投票制度自体認めていないという場合に投票するというのはおかしいということは木村委員は御理解いただけると思います。

投票制度自体を否定するという場合に投票してというのにはあり得ないと思いますので、そういう投票制度を認めないという方が仮にいらっしゃった場合は、そういう投票しないという選択もしなければいけなくなるわけですので、そういうことを御検討いただけたらというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 余り意見が異なり過ぎて、発言をどうしようかな、これ以上はもう個別にやったほうがいいかなというふうに思いますけど、政治を動かすというか、政治というものはやはり代表を選んで行うというのが近代の仕組みだもんだから、それを選ぶ仕組みを否定するというところでいうんだったら、それはやっぱりそういう人がいるということはあるかもしれませんが、私たちのレベルでそういうことを言い始めたら、これは大きな問題になってくるというふうに思いますので、それはちょっと水野委員も考えたほうがいいというふうに助言をしておきます。

もう一点なんですけど、請願に対して、請願するに当たってどのぐらい予算がかかるのかとか、予算の制限があるけど、どこまで考えるのかということと聞くとすることは、答えられる人がもちろんいるからいいわけですが、やはりそれを考えるのが議会であり、執行機関であるということもやっぱり考えなきゃいけないというふうに思います。

どれぐらいの腹づもりがあって請願を出しているのかということと聞くとすることは、僕はいけないとは思いませんけど、そういう考えもあるということと頭に入れておいてほしいなというふうに思います。

その点はよろしくお願いします。

◎委員（水野忠三君） 趣旨は非常にわかります。

予算とか、あるいはそういう行政の側のことについて請願者の方にお伺いするというのは、ちょっとそれは違う場合もあると思いますが、ただ、どういふものを例えば求められているのかというイメージですね。先ほど言った

ように抽象的でも構いませんのでというのは、請願者の方が持つておられるイメージとかそういうものを共有できたほうが有意義ではないかと、こういうふうになったらいいなとか、例えばこういう制度がある。

先ほど請願者も具体的にお話をされていましたがけれども、聞く側がイメージを持てるような、こういうふうになったらいいなという一応のゴールというところとあれですけど、こういうふうになったら自分はうれしいとか、そういうのがお伺いできればという趣旨ですので、必ずしも予算制約とか行政の側のことを踏まえて発言しなければいけないという意味ではございません。

◎委員長（堀 巖君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、議員間討議を終結いたします。次に、請願に対する討論に入ります。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、採決に入ります。

採決に入ります。いいですか。特に提案はないですね、趣旨採択とか。ないですね。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） では、この請願について、採択すべきだという方については挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 全員賛成ということで、この請願については採択すべきだというふうに決しました。ありがとうございました。

休憩します。

席の入れかえをお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） 続いて、議案の審査に入ります。

議案第43号「岩倉市森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 本会議の中でも一部触れられていたところなんですけれども、岩倉市の場合は事実上の森林というものが存在しない中で、この

基金の運用というのは使途のほうに大きくウエートがかかってくるんじゃないかなというふうに理解しています。

その中で、答弁の一部で間伐材の利用をこれからも考えていくと。考える中での一つの提案としてあったと思うんですけども、これも意見というよりも提案として聞いていただきたいんですけども、以前横浜水道のほうに視察に行かせていただいたときに、横浜市の水源というのは山梨県にあるんですね。市民の森というような位置づけで植樹なども進めて、水源の保持に努めているという運動を横浜市水道さんはやっておりました。

ですので、そういう部分でいうと、森林の保護につながるという意味合いでいいますと、岩倉市も水源への植樹のあり方とか、それから市民意識の向上だとかというの、一つの手段としてあり得るんじゃないかと思えますけれども、その辺も含めて、広い視野に立った考慮をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

**◎都市整備課統括主査（浅田正弘君）** 森林環境譲与税の使途については、森林の整備に係るものということで、目的が決まっております。本市では森林を有しないものですから、木材の利用、あとは普及啓発ということで想定をしております。

今、宮川議員さんがおっしゃられた森林を有する市町への植樹とかそういったことも、間接的にはですけども、森林整備に当たるということで、そういった使途にも使えるというようなQアンドAもありますので、本市についてもそういったことができるか検討して考えていきたいと思えます。

**◎委員（木村冬樹君）** 本会議で相当いろいろ議論がありました。この森林環境税及び森林環境譲与税について、国の制度としていろいろ問題があるんじゃないかというところで、指摘をする質疑もあったというふうに思います。そういった中で、この森林環境税というのは、いわゆる法人負担がないところでもあります。いわゆる住民税に上乗せする形でということで行われる、国民だけが負担するという、国民だけがという言い方が正しいのか、税金の制度としていろいろありますけど、そういう仕組みになっています。

それで、こういう森林の整備だとか、あるいは森林の有する公益的機能に関する普及啓発、こういったものについては、地方でもやられているということで、愛知県でもあいち森と緑づくり税というのが住民税に上乗せされていますけど、こういった地方版のいわゆる森林環境税みたいなものというのは、法人負担というのがほとんどのところでやられているというふうに思いますが、愛知県のこのあいち森と緑づくり税においての法人負担というのはどうなっているのでしょうか。

◎建設部長（片岡和浩君） あいち森と緑づくりの法人への超過課税ということでありませけれども、こちらのほうは、法人の県民税の均等割に5%分を超過課税分ということで課税がされていると認識しております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

そういうことで、地方ではそういう法人負担もあるということが常識化しているというところでもあります。これはやっぱり温室効果ガスを発生する原因者というところの比率というのものもあるというふうに思いますので、そういった負担が求めていくのが一般的なのかなというふうに思っているところです。

それで、この森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というものでは、幾つか規定がある中で、少しお聞きしたいしたいのは、この森林環境譲与税の用途についてインターネット等で公表が義務づけられているということでもありますけど、この辺については岩倉市はどのように公表の仕方を考えているのか。また、公表という点での条例への位置づけというのはなしでいいのかどうか。こういった点について少し考えをお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） どういう形で公表していくかということについては、少しまだ検討しているという状況であります。

これについては、一律公表していくということで全県的にもなっておりますので、特に条例への位置づけはしないということにしております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 私からちょっともう一点だけ。

同じくこの法律の関係で、森林環境譲与税の譲与の割合というのが、都道府県が1に対して市町村が9と、そういう譲与割合になっているというふうにお聞きしました。

当初は8割、段階的に9割に移行というのが市町村の流れなのかなというふうに思いますけど、これはどうしてこういうふうになっているのかというのがもしわかれば教えていただきたいなど。都道府県の役割というのは結構この問題が大きいような気がします、そういった点ではどのような国会での議論になっていたのかとか、わかりましたらお願いします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） この制度、創設の当初においては、市町村の支援を都道府県は行っていただく役割が大きいと想定されるということがありまして、ウエートとしては県のほうを小さくしているということになっております。

ただ、これまで議論の中では、都道府県における役割については、今後もう少し市町村に対する支援を強化してかかわっていくようにということ

ありますので、県としても市町村全体の取りまとめという中での森林環境に対する取り組みというのも求められるというふうには聞いておりますので、割合については今お答えしたとおりということで、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） なかなかすっきりしない部分もありますけど、やはりこの森林というのは市町村の区域をまたいでいろいろ存在しているところも多いわけで、そういったところでの取り組みというのが都道府県の役割なのかなというふうに思っているところで、ちょっと経過を見ていかなきゃいけないというふうに思っていますが、またさまざまな情報を提供していただきますようお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 大変基本的な質問で申しわけないんですけど、この森林環境譲与税基金条例の制定目的は、森林環境譲与税を基金として積み立てるということでありまして、仮にこの条例を制定しないということになりますと、この基金として積み立てられなくなりまして、その影響は毎年200万円ほどの譲与税をその目的に合わせて必ず使い切るということで理解しておりますけれども、この理解で正しいでしょうか。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 基金がもしない場合は、積み立てることができませんので、その年度にいただいた譲与金については使い切ることが原則となります。

また、使途については先ほどの御質問もありましたように、公表していくということになりますので、その目的に合った使途に使うということが決まっておりますので、余った場合も積み立てることができないという、使い切らなければならないというふうになります。

◎委員長（堀 巖君） ほかにございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 制定理由の中に木材利用の促進や普及啓発等ということで書いてあります。

本会議でも少しあったんですけども、具体的に岩倉市ではどういった利用とか普及啓発、そういったことを考えておみえでしょうか、お聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 現時点では、やはり森林を持たない我が市としましては、今後検討しておる公共施設の新築であったり、改築に対する木質化という部分がウエートとして一番大きいのかなと考えております。

もちろんそれ以外においても、やはりこういった形で市民の皆様方にこういう税の使い道をとということについてはアイデアをいただく必要があると思

いますし、現時点ではそういった公共施設の木質化ということを前提に基金にまずは積み立てていきたいというふうに考えているところです。

◎委員長（堀 巖君） ほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（水野忠三君） これはほかの議員の方がどうお考えかというのをちょっとだけお伺いしたんですけれども、4条で最も確実、有利な方法、2項で最も確実、有利な有価証券という表記がありますが、これは執行側に尋ねるわけではなくて、議員間討議でございますので、執行側に求めているものではございませんが、確実というと、リスクがないということで、有利ということという、一般にはリスクをとってという、リスクが高いといいますが、ハイリスク・ハイリターンという意味でのリスクをとるということ、これは確実であるならばリスクはゼロであるべきですし、有利であるならばリスクをとってということになって、必ずしも矛盾するとはいいませんが、そういうものについてはどのようにお考えかというのをお伺いしたいと思います。

◎委員（宮川 隆君） 過去の事例に従えば、やはり基金をいかに安定的に運用するということは必要なのかもしれませんが、やはりこの社会情勢を考えたときに、定期であったり、今執行機関の基金というのは、より安定的なものを利用するという方向で動いているというふうに理解しておりますし、私個人としてもそれが正しいあり方なのかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 基金の条例には必ずこういう規定が存在しています。

私たちも、この条文についてはいろいろなところで議論をしてきているところで、例えば大きな問題でいったら年金の保険料をいろんな投資に回してというようなことが国でも行われていて、そういうことについて私たちは反対をしています。やはり損失するケースも多く見られるものだから、そういう場合についてのことを考えて反対をする。

ですから、この市の基金については、やはり確実なところを優先して私たちは扱うべきだということを常に言っていかなきゃいけないというふうに考えているところです。

◎委員（伊藤隆信君） この基金に関する金融機関の預金等、岩倉市はきちっとした中で、もちろん監査も行われているんですけど、やはり安心して岩倉市に基金を任されるような、いわゆる今の様な状況で私はいいと思います。

◎委員長（堀 巖君） ほかいいですか。

いいですか、水野委員。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ほかに討議すべき事項はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、これで議員間討議を終結したいと思います。

次に、議案に対する討論に入りますが、討論はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第43号「岩倉市森林環境譲与税基金条例について」反対の立場で討論をいたします。

この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布・施行に伴い、森林及び環境譲与税を積み立てる基金を設置するために設定するものであります。

森林環境譲与税の財源として森林環境税が充てられるわけですが、森林環境税の賦課徴収は、現在、東日本大震災を名目に上乗せされている復興特別住民税の期限が切れる2024年度から開始されるということであります。

この仕組みについて、私は多くの問題点があると思います。

まず、復興特別住民税のときも議論をさせていただきましたが、この森林環境税は個人住民税均等割に年額1,000円を上乗せするという形で課税されます。所得割が非課税となる人にも一律の額が課税されるということで、逆進性の高い税と言えると思います。

復興特別税につきましても、所得税、住民税、法人税に上乗せするという形で徴収されていましたが、復興特別法人税につきましても、2012年度から一旦減税を実施した上で課税をされるという、そういう法人負担が大きくふえるというようなことではないやり方で行われて、わずか2年で廃止がされております。

一方、復興特別所得税につきましても、2013年から25年間、復興特別住民税は2014年度から10年間課税されるという状況であります。

森林環境税では、初めから法人税への上乗せ負担はなく、法人負担は全くありません。地球温暖化対策に必要な費用負担というのであれば、原因者である温室効果ガス排出企業に第一義的に負担を求めるべきではないでしょう

か。地方自治体が独自に導入している地方版森林環境税ではほぼ全ての自治体で法人にも負担を求めているところでもあります。

また、森林環境税の賦課徴収は2024年度からなので、今年度から2023年度までの森林環境譲与税は交付税及び譲与税特別会計からの借り入れで対応するということでもあります。今年度の森林環境税の税込の一部で償還をしているということでもあります。

課税と譲与の開始時期が大幅にずれることで、森林環境税の満額譲与というのは14年後、立法趣旨に掲げたパリ協定の枠組みにおける森林吸収源対策の基準年である2030年よりも後の2033年からとなっているわけでもあります。

森林環境譲与税の譲与基準につきましては、市町村に総額の9割相当譲与されるということでもありますけど、そのうちの10分の5が私有林、人工林面積、10分の2が林業就業者数、10分の3が人口で案分されるということでもありますので、人口の多い都市部にも多額の譲与税が配分されるという、こういう問題も抱えているというふうに思います。

あわせて、昨年森林経営管理法と、先日成立した改定国有林野管理経営法で、私有林も国有林も長期間にわたる営利企業への伐採の委託が可能になりました。営利企業が利益を確保するための環境整備の一環ではないかという懸念もあるわけでもあります。

また、これらの法律では、樹木採取権を取得した林野経営者、林業経営者につきましては、伐採後に植林を義務づけていません。ですから、国民の財産である森林の保全につながらないという懸念もあるわけです。

森林が有する公益的機能に関する普及啓発や、森林の整備促進というのであれば、国が責任を持って行うべきで、国の一般会計における林業予算の拡大などより安定的な方法で財源確保を行うべきではないでしょうか。

また、需要のある自治体への財源配分という観点からいえば、地方交付税の総額をふやして財源保障を行うほうがより適切であるというふうに考えて、国の制度の問題とはいえ、森林環境税、森林環境譲与税につきましては以上のような問題点があるため、この条例の制定には反対の立場をとりたいと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第43号「岩倉市森林環境譲与税基金条例の制定について」賛成の立場で討論いたします。

森林環境譲与税は、自治体が徴収した森林環境税を国が再配分し、市町村及び都道府県に譲与されるものであり、その用途については、自治体を実施する森林の整備及び木材利用の促進に関する施策の財源に充てられます。

財源となる森林環境税は、個人住民税の均等割の納税者から国税として1



人1,000円を上乗せして徴収することとなっておりますが、地球温暖化防止や災害防止、国道安全保全等の機能は森林を有しない岩倉市においても恩恵を受けているものであり、国民一人一人が等しく負担し、国民全体で温室効果ガス対策において重要な役割を担っている森林を支えることが重要であります。

その概念としては、自治体の人口何人で、総額幾ら国税を徴収されたから、その税額に応じてサービスを提供されるものではなく、国土全体の環境を支えるため、森林の現在の状況を鑑みて成立した森林環境税と捉えるべきものであります。

それを裏づけるものとして、私有林人口林の面積が10分の5、林業就業者数が10分の2、人口が10分の3という案分率で譲与税が算定されております。

森林を有しない自治体では、森林環境譲与税の用途について、木材利用の促進や普及啓発を積極的に行うことで、森林保護や整備に貢献できると考えられます。

岩倉市では、公共施設の建設や改築を行う場合、木材利用を想定しているとのことであり、用途が定まるまでは基金に積み立てることは適切であると考え、基金を設置することが必要であると考えます。

以上のことから、議案第43号に賛成をいたします。以上です。

◎委員（宮川 隆君） 森林環境税及び森林環境譲与税の議論に関しては、その課題というものに関しては、今、木村委員が言われたことが最もだというふうに理解しているところでありますし、まだまだ課題があるのではないかなというふうには思っております。

ただ、ここで議論しなければいけないのは、あくまでもその税の徴収のあり方、これは国税、国の法律に基づいて決められている部分であります。我々が是非を考えなければならないのは、この受け皿である岩倉市の森林環境譲与税の基金をどのように制定するかという部分であります。やはり都市部は都市部なりの課題はあるとは思いますが、そのいただいた税をそのまま単年度で考えるのではなく、総合的に計画し、支援をしていくという観点からすると、この基金の必要性を感じて賛成という観点で議論させていただきました。以上です。

◎委員長（堀 巖君） 他にございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） それでは討論を終結して、採決に入ります。

議案第43号「岩倉市森林環境譲与税基金条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（堀 巖君） 賛成多数であります。

採決の結果、議案第43号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号「岩倉市火災予防条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（堀 巖君） 省略という声がありました。

それでは当局の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 国の法律の公布、施行に伴って、あるいは省令によって改正されるということではありますが、具体的にどういうものなのかというのがイメージできないところがありますので、少し教えていただきたいというふうに思います。

この議案の説明資料の中で、主な改正内容というところの2つ目に、総務省令に定める基準を満たした特定小規模施設用自動火災報知設備というものがあります。

これを設置するということで、住宅用の設備については設置しないことができるということの規定でありますけど、この特定小規模施設用自動火災報知設備というものが具体的にどういうものなのかというところを少し説明していただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 自動火災報知設備とは、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に知らせる設備であって、感知器、受信機、発信機等の機器で構成されたものをいいますが、特定小規模施設用自動火災報知設備とは、その自動火災報知設備にかえて用いることができる設備で、構成機器の一部や感知器の設置場所等が緩和されているものです。

具体的には、自動火災報知設備のうち、延べ面積が300平米未満の対象施設について設置可能なもので、無線連動型警報機能つき感知器のみで構成され、誰でも簡単に設置できるものもあります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

300平米未満の施設に設置することが可能ということではありますが、例えば岩倉市のところで考えた場合、具体的にこの規定が当てはまるという、そういう施設というのはどれぐらいあるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 市内には4件対象施設がありま

す。3件は自動火災報知設備が設置されております。1件は特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

特定小規模施設用自動火災報知設備が1件岩倉市内で設置されているということではありますが、具体的にどういう施設というのは、例えば介護施設だとか、カラオケボックスだとか、いろいろあると思いますけど、そういう、教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 市内に1件民泊施設がございます。そちらのほうに特定小規模用自動火災報知設備が設置されています。

その1件ですけれども、八剣町にあるアーバン21となっております。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 今、民泊施設ということで、ちょっとどうなのかなというところはしっかり経過を見ていかなきゃいけないと思いますが、消防本部としてもしっかり監視をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

もう一点、主な改正内容の3点目のいわゆる住宅用のものの設備を設置しないことができるスプリンクラー設備というのが規定されておりますけど、これについても少し具体的にイメージできるような形で説明をお願いしたいと思います。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長（伊藤真澄君） 済みません、木村委員、もう一度質問のほうお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 説明資料に書かれている主な改正内容の3番のところにあるスプリンクラー設備について、この住宅用の設備を設置しないことができるスプリンクラー設備というものが言われておりますけれども、これはどういうものなのか。

スプリンクラーの設備というのは、たしか500平米以上の共同で生活するようなところについては設置しなきゃいけない義務があると思いますが、ちょっと今回のこの規定というのは、どういうスプリンクラー設備のことをいうのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第12条に規定する感度の種類のスプリンクラーが設置されているものを対象としております。

◎委員（木村冬樹君） 済みません。感度がそういうレベルにあるスプリンクラー設備だというふうに思いますけど、ちょっともう少しかみ砕いてどういうものなのかというのがイメージできるような形で説明していただけると

ありがたいんですけど、どうでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君）　今回は先ほど改正理由の2番のところにありました省令の改正に伴いますところの改正になりますけれども、従前は作動時間が60秒以内というふうな規定になっていたんですけども、それがスプリンクラーヘッドの基準の区分での1種に変わったものでありますけど、内容的な変更は伴うものではありません。

60秒以内に作動するものは1種に含まれております。

◎委員（木村冬樹君）　ですから、このスプリンクラー設備というのは、今まで言われていた500平米以上で、そこで生活する数人が生活するような施設について設置しなきゃいけないという義務がありますよね。そのスプリンクラー施設という考えでいいんでしょうか。そのことだけ済みません。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長（伊藤真澄君）　そのとおりでございます。

◎委員長（堀　　巖君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀　　巖君）　ないようですので、質疑を終結したいと思います。

次に、議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀　　巖君）　それでは、議員間討議を省略し、次に討論に入りたいと思います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀　　巖君）　討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「岩倉市火災予防条例等の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀　　巖君）　全員賛成であります。

よって、この議案については可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号「消防ポンプ自動車の購入契約について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀　　巖君）　省略という声がありました。

それでは、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） 1点だけ確認させてください。

前回の更新が平成11年だったかと思えますけれども、その平成11年度に配備しました消防ポンプ自動車と比較しまして、今回新たな装備、また新たな装備があれば、その装備の効果についてお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今回更新を予定しています消防ポンプ自動車につきましては、約1,300リットル程度の水タンクを装備いたします。したがって、現場に到着したときに初期消火が可能になることが現行のポンプ車との違いとなります。

◎委員長（堀 巖君） 現行は何リットルですか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 現行のポンプ車には、水を積んでいません。

◎委員（木村冬樹君） この消防の関係の車両というのは、非常に特殊な車両ということで、これまでも契約のときはある特定の業者が結構落札していたというふうに思っています。

今回新しく三陽商会というところで、一宮市にある株式会社であります。心配をしているわけではありませんけど、今後の契約後、納入までのスケジュール的なものが何か決まっている、わかるようなものがありましたら、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） まず、今回の新しい車につきましては、こちらで集めた情報の中にも近隣の消防本部で何台か納入されているところもあることは確認しています。

それから、スケジュール的なところでいいますと、2月28日を納入期限にしているところははっきりしているところですが、中間検査とかというのも経るわけですけれども、中間検査は今のところの見通しとして、12月ぐらいになるのではないかなというふうに認識しております。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） それでは、議員間討議を省略し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第51号「消防ポンプ自動車の購入契約について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号「消防ポンプ自動車の購入契約について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案については以上ですので、続いて陳情に入りたいと思います。

11件陳情がありますけれども、取り扱いについていかがいたしましょうか。

◎委員（宮川 隆君） 議員各自で研究することがいいかなと思います。

◎委員（木村冬樹君） 今回はそういうふうな、今、宮川委員が提案したような形でやむを得ないかなというふうに思いますが、陳情の中で沖縄の問題についての陳情が4つあるというところで、5つか。その辺はやっぱりしっかり把握していかなきゃいけないなというふうに思います。

この間のいろんな一連の沖縄での動きもありますし、なかなか民意がどこにあるのかというところは、一定はつきりはしているというふうには思いますが、やはり少数意見もあるということで、どのように岩倉市としてこの問題を判断するかというのは、岩倉市議会として判断するかというのは大変難しい問題だというふうに思っています。

ですから、しっかりこの陳情を読んで、それぞれの議員が意見を交わせるような場が次回のところでは持てるような形が望ましいかなというふうに思います。

それと、春の自治体キャラバン実行委員会から出されている幾つかの陳情につきましても、今の情勢を捉えたいろんな重要な提案になっていますので、これもしっかりお読みいただいて、少し議論をしていきたいなというふうに、議論できるような場があればなというふうに思います。

特に、今の幼児教育・保育の無償化の問題が近づいてきているということで、それに対していろんな意見が交わされているというところだというふうに思いますので、その辺も含めて、これは違うもんであれだけど、ごめんなさい。

そういう情勢に合ったような陳情になっているというふうに思いますから、そういった点でやっぱり陳情者の思いというか、それをきちんと受けとめるような学習が必要かなというふうに思います。

◎委員長（堀 巖君） ただいま木村委員から提案がありました、宮川委員からも提案がありました。そのように取り扱うということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） それでは、この11件については聞きおくとして、

各委員それぞれ熟読、研究していただくというふうに思います。

それから、木村委員から提案がありました議論する場ということで、特に沖縄の問題については、次回の協議会でもいいですけども、各委員のいろんな意見を交わして、岩倉市議会としてどういうふうに考えていくかというところももう少し深めていきたいと思いますので、準備をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、これで当委員会に付託された議案については全て議了いたしました。

本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副に御一任いただきたいと思ひますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 異議なしと認め、そのように決めます。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会したいと思います。この後若干協議会を開催したいと思いますので、委員の方はちょっとお残りいただきたいというふうに思ひます。ありがとうございました。